

告 示

埼玉県告示第四百三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市新堀二丁目五百五十九番八他七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百二・一七立方メートル